



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 岩塚製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 槙 春夫
(JASDAQ コード番号 2221)
問合せ先 取締役管理本部長 郷 芳夫
(TEL. 0258-92-4111)

当社株式等に対する
大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 24 日開催の当社第 57 回定時株主総会において株主の皆様からの承認を受け、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます。）を更新いたしましたが、その有効期間は、平成 25 年 6 月開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社取締役会は、当該更新後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討をしてまいりました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、当社定款第 17 条の定めに基づき本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定いたしましたのでお知らせいたします（以下、当該更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針につきましては、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針への更新に当たり、一部字句の修正等形式的な修正を行っておりますが、基本的な枠組みに変更はありません。

また、当社は本日現在、当社株式の大規模な買付等にかかる提案等を一切受けておりません。

1. 基本方針について

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為（下記3.(3)アにおいて定義されます。）がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 基本方針に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが当社の使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「フェニックスプラン65」（第58期～第60期）を策定し、平成22年度から平成24年度までの3年間、当社の企業価値を向上すべく取り組んでまいりました。同計画では、「お客様の信頼に応え、おいしさの感動を届けよう！」をスローガンに、経営基盤を強化するための施策を推進してまいりました。

その結果、創業65周年の節目の第60期は、5期ぶりに営業利益を確保し、利益体质への転換を図ることができました。

当社は、このような利益体质を確固たるものにし、生まれ変わった岩塚製菓グループの永続的発展を実現するため、第61期から第63期までの3年間を対象期間とする中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」を策定しました。岩塚製菓グループの創業精神を原点に、「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」の下、激変する経営環境に対応するとともに、新しい価値創造に挑戦し、更なる企業価値の向上に向けて、全グループ会社一丸となって取り組んでまいります。

当社は、中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

3. 本対応方針の内容

(1) 本対応方針更新の目的

本対応方針は、上記1.に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして更新するものです。

当社は、中期経営計画「岩塚 Re-Born プラン（61～63）」の下、新しい価値創造に挑戦するとともに、確固たる利益体質を構築し、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会その他多様なステークホルダーの皆様にとって価値ある企業として支持されることを目指し、企業価値・株主共同の利益の最大化に全力で取り組んでおります。

当社に対する大規模買付行為を行おうとする者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、中期経営計画「岩塚 Re-Born プラン（61～63）」の達成が困難になるのはもちろんのこと、逆に当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれるおそれがあります。

さらに、外部者である買付者から買付提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が当社の企業価値に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、外部者である買付者によって当社に対する大規模買付行為が行われるに際し、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な条件による買付けに対する交渉を行うこと等を可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、以下にその詳細を記載する本対応方針の更新が必要であると判断いたしました。

(2) 本対応方針の概要

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様に当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続（下記(3)イ.において定義される「大規模買付ルール」を指し、その内容は下記(3)「大規模買付ル

ールの内容」にて詳述するものとします。) を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査役1名及び社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです（更新時の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1ご参照）。

エ. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 大規模買付ルールの内容

ア. 本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義

本対応方針は、次の①若しくは②のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合（以下「大規模買付行為」と総称します。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注 1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注 2）が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 3）
- ② 当社が発行者である株券等（注 4）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注 5）とその特別関係者（注 6）の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 7）

注 1：金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注 2：金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、並びに (ii) 大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、本対応方針においては大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注 3：売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。

注 4：金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

注 5：金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注 6：金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び (ii) 契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

注 7：買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

イ. 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）並びに大規模買付者が大規模買付行為に際して本対応方針に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式によ

り提出していただきます。

当社は、大規模買付者が現れた事実に加えて、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び本必要情報（当社が秘密保持義務を負うことを条件として大規模買付者から開示されたものを除きます。）を速やかに開示いたします。また、その他の情報のうち独立委員会が株主の皆様の判断のために必要又は適切であると認めた事項につきまして、独立委員会が適切と判断する時点で開示するものとします。

独立委員会は、大規模買付者から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることができます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出して頂きます。

独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、独立委員会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

記

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者、並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴、並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合があります。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要な提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要な提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接又は間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容、並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）

- ⑥ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- ⑦ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明書及び本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(4)ア.(ア)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することとします。

ウ. 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

(ア) 当社取締役会に対する意見、代替案及び情報提供等の要求

独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的に定める検討期間（但し、独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算して、原則として60日を超えないものとします。）内に大規模買付行為の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

(イ) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大規模買付者及び（当社取締役会に対して上記(ア)のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから、原則として、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる全ての当社株券等の買付けである場合には60日、それ以外の場合には90日が経過するまで（但し、下記(4)ア.(ア)③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といい、上記ウ.(ア)の60日間とは別途起算するものとします。）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該大規模買付者と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するように

なされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア. 独立委員会による勧告等の手続及び当社取締役会による決議

(ア) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者が現れた場合において、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して次の①から③に定める勧告その他の決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、勧告後速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守しなかつた場合、その他大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」カ.において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (a) 当該勧告後大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
- (b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定め

る要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、大規模買付行為者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める本新株予約権の無償割当ての要件のうち②ないし⑨の該当可能性が問題となる場合には、当社取締役会に、株主総会の招集及び新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告することができるものとします。

② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討・当該大規模買付者との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、かかる延長の理由及び期間を開示の上、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記①から③までのほか、当社取締役会が隨時諮問する事項の決定等を行うことができるものとします。

(イ) 当社取締役会による決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には、実務上株主総会の開催が困難である場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当て実施に関する議案を付議するものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行するものとします（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施の決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決若しくは否決されるまでの間、当社株券等の買付等を実行してはならないものとします。

イ. 本必要情報の変更

上記(3)イ.「大規模買付者に対する情報提供の要求」の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、独立委員会が大規模買付者によつて当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為（以下、本項において「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として大規模買付ルールが改めて適用されるものとします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者による大規模買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約

権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(イ)に記載される当社取締役会の決議又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(ア)(イ)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て、かかる判断を最大限尊重した上で決定されることになります。

記

- ① 大規模買付者が、大規模買付行為に際して、大規模買付ルールに定められた手続を遵守しなかった場合
- ② 大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ③ 大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ④ 大規模買付者が、当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑤ 大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙つて当社株式の高価売抜けをする目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する大規模買付行為の方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ⑦ 大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の少數株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為であると合理的な根拠をもって判断できる場合
- ⑧ 大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として明らかに不適切であると判断される場合

⑨ その他②から⑧までに準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式（注8）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

注8：将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式、及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記ケ.に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者（注9）、(II) 特定大量保有者の共同保有者（注10）、(III) 特定大量買付者（注11）、(IV) 特定大量買付者の特別関係者（注12）、若しくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注13）（以下、上記(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記ケ.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

注9：原則として、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。

注10：金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

注11：原則として、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

注12：金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び(ii) 契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。

注13：実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。ここでいう「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② ①にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。

コ. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

サ. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.(4)ア.及び3.(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」イ.において詳述する本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」ウ.に記載する手續により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議が行われた後であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日までにおいては本新株予約権の無償割当を中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

ア. 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることになります。

ウ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当決議が行われた後、速やかに、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応方針は、上記3.(1)「本対応方針更新の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

下記6.「本対応方針の更新に際しての手続」において詳述するとおり、当社は、本定期株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新させていただく予定です。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、下記7.「本対応方針の有効期間、廃止及び変更」に詳述するとおり、本対応方針の有効期間は、平成28（2016）年3月期に関する定期株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の更新にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査役1名及び社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「大規模買付ルールの内容」及び(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載したとおり、こうした独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実

施又は不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います。）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要について株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3.(4)ア.(ア)「独立委員会による勧告等」及び3.(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

下記7.「本対応方針の有効期間、廃止及び変更」において詳述するとおり、本対応方針は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6. 本対応方針更新に際しての手続

本対応方針の更新については、当社定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会において、本対応方針を更新すること、及び、本対応方針に記載した条件に従い本新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の更新につき株主様の皆様のご承認をいただいた時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（平成28（2016）年3月期）に関する当社定時株主総会（平成28（2016）年6月開催予定）が終結した時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、取締役会において、本対応方針の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応方針の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本対応方針において引用する法令の規定は、本日現在施行されている法令を前提としているものであり、本日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役（補欠者を含む。）又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、(ii)については、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む就任契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員の任期は、選任の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に開催される当社取締役会の終結した時までとする。また、補欠又は増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとし、当社社外監査役であった独立委員が監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に規定する事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う。）。なお、各独立委員及び当社各取締役は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に規定する事項を行うことができる。
 - ① 本対応方針の対象となる大規模買付行為への該当性の判断
 - ② 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 大規模買付者との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本対応方針の修正又は変更の承認
 - ⑧ その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものとして定めた事項

- ・独立委員会は大規模買付者から提出された情報が本必要情報（本対応方針3.(3)イ.参照）として不十分であると判断した場合には、大規模買付者から追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付者の大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者的立場にある専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員及び取締役会は、大規模買付行為がなされ、又はなされるおそれがある場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

(別紙 2)

独立委員会委員略歴

本対応方針更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

閔 春夫（せき はるお）

昭和 22 年 4 月 25 日生

当社社外監査役

<略歴>

昭和 45 年 4 月 株式会社北越銀行入行

平成 16 年 6 月 同行常勤監査役に就任

平成 20 年 6 月 当社常勤監査役に就任（現任）

細貝 巖（ほそかい いわお）

昭和 33 年 7 月 4 日生

細貝法律事務所所長

<略歴>

平成 4 年 4 月 弁護士登録

平成 4 年 4 月 尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所

平成 7 年 4 月 河鰐法律事務所入所

平成 11 年 3 月 細貝法律事務所開設

松本 榮一（まつもと えいいち）

昭和 23 年 3 月 18 日生

松本会計事務所所長

<略歴>

昭和 48 年 12 月 会計士補登録

昭和 49 年 4 月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社

昭和 55 年 1 月 松本会計事務所開設

昭和 55 年 8 月 公認会計士登録

昭和 55 年 9 月 税理士登録

※閔春夫氏は会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。

※上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上